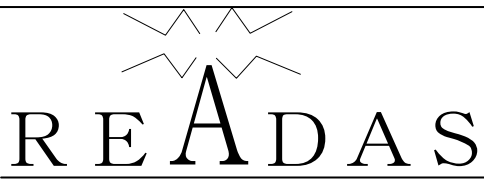


第 5171 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月24日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告の注意点

Q：平成26年から適用となった改正で、今年の確定申告で注意が必要になるものにはどんなものがありますか？

A：次のようなことに注意が必要です。

【解説】

税制改正で、平成26年から適用となったものには、次のようなものがあります。今年度の確定申告をする際は、注意してください。

① 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されましたので、所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%となっています。

② 生活に通常必要でない資産の範囲

主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を譲渡して生じた譲渡損失（平成26年4月1日以後の当該資産の譲渡により生ずる損失に限ります）については、給与所得などの他の所得と損益通算できないこととされました。

③ 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除について、その適用期限が平成29年末まで延長されるとともに、平成26年4月1日以後平成29年末までの間に一定の住宅の取得等又は認定住宅の新築等をした場合における最大控除額等が拡充されました。

